

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市コミュニティセンターの利用料金の返還		
根拠法令及び条項	蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例第23条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （利用料金の返還） 第23条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部を返還する。 （1）センターの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。 （2）利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。 （3）利用権利者が、利用料金を納付した後、利用しようとする日の7日前までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。		
審査基準設定年月日	令和6年 3月15日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） （理由：個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、標準処理期間を定めることは困難であるため）		
標準処理期間設定年月日	年 月 日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。